

令和7年12月25日

## オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官  
天竜森林管理署長 吉松 重記

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

### 記

1 件 名 天竜森林管理署 川端通宿舎 耐震診断業務  
詳細については別紙仕様書を参照

2 履行場所 静岡県浜松市天竜区春野町気田字川端通 380-23

3 履行期間 自 契約の日の翌日 至 令和8年3月6日（金）

4 見積書等提出日時及び場所

(1) 日時 令和8年1月16日（金） 13時00分まで 必着

(2) 場所 天竜森林管理署 総務グループ(経理担当)

※郵便による提出を認める。

※電子調達システムによる見積提出も可能。

5 提出書類

(1) 見積書

※電子調達システムで提出する場合の見積額は税抜金額を入力してください。

※紙で提出する場合の見積額は税抜金額と税込金額がわかるように記載し、必ず日付を記載してください。

(2) 内訳書

※電子調達システムで提出する場合はPDFで提出してください。

※紙で提出する場合、見積書に内訳の記載があれば不要です。

(3) 資格を証明する書類の写し

下記7に示す資格を有することを証明する書類の写し

※写しを必ず提出してください。

※郵送する場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「見積書在中」と朱書き

で記載のうえ提出してください。

※電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データとして送信してください。

## 6 契約の締結日 見積採用の日から7日以内とします。

## 7 必要な資格等

(1) 令和7・8年度関東森林管理局競争参加有資格者名簿「測量・建設コンサルタント」の業種区分「建築士事務所」に登録された「B等級」又は「C等級」の者であること。

(2) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を配置できること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者であること。

イ 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」(平成8年10月24日付け建設省営計発第101号)に基づく耐震診断又は類似する施設等における耐震診断の実務経験があること。

## 8 その他

(1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認してください。

(2) 見積書を提出した場合は、別紙「業務請書(案)」の条件を承諾したものとみなします。

担当：総務グループ 総括事務管理官

電話：053-588-5591

## 仕様書

本仕様書は、支出負担行為担当官 天竜森林管理署長(以下「発注者」という。)が発注する天竜森林管理署川端通宿舎の耐震診断業務を受託する者(以下「請負者」という。)が行う業務の仕様を定める。

### 1 業務委託の名称

天竜森林管理署 川端通宿舎 耐震診断業務

### 2 業務委託の場所

静岡県浜松市天竜区春野町気田字川端通380-23

### 3 履行期間

自 契約の日の翌日 至 令和8年3月6日(金)

### 4 目的

国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)に基づき設置した当該宿舎について、地震に対する安全性及び劣化に係る状況を明らかにすることを目的とする。

### 5 施設の概要

(1) 名 称：川端通宿舎 1棟

(2) 建築年月：昭和52年2月15日

(3) 用 途：(国家公務員宿舎)

(4) 規 模

ア 構 造：補強コンクリートブロック造

イ 階 数：地上2階

ウ 建築面積：126.01 平方メートル

エ 延べ床面積：252.03 平方メートル

## 6 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成19年12月/8日付国営計第76号ほか2)に基づく当該宿舎に求められる耐震安全性の目標は、以下のとおりである。

- (1) 構造体：Ⅲ類
- (2) 建築非構造部材：B類
- (3) 建築設備：乙類

## 7 主任技術者の資格

次に掲げる基準を満たす主任技術者を配置できること。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者であること。
- (2) 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」(平成8年10月24日付け建設省営計発第101号)に基づく耐震診断又は類似する施設等における耐震診断の実務経験があること。

## 8 耐震診断業務委託内容

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)及び「官庁施設の総合耐震・改修基準」(平成8年10月24日付け建設省営計発第101号)等の関連法規を踏まえ、下記事項を実施すること。

- (1) 診断方法：第1次診断法

## 9 貸与品

- (1) 設計図・既存図面一式：無し
- (2) 構造計算書：無し
- (3) 地質調査資料：無し

## 10 診断結果報告書

上記8に定める耐震診断の結果に基づき、以下を報告書(規格及び部数はA4版1部とし、表紙及び背表紙には業務委託名、履行期間(年・月)を記載し、パ

イフファイルで製本すること。)として製本し、併せて提出する報告書一式を電子納品としCD-R(1部)を提出(保存ケースとCD-R本体には、業務委託名、請負者名、履行期限及び索引を印刷。)すること。

- (1) 各種試験、測定結果書
- (2) 各種調査、測定等の資料及び写真(カラー版)
- (3) 計算過程(計算方法、仮定、算定、算定の記録媒体)
- (4) その他診断業務での資料等(打合せ資料等)
- (5) 耐震判定(判定表、診断結果図及び表)
- (6) 総合所見

## 11 その他

- (1) 貸与する図書、参考資料は、業務完了後に返却すること。
- (2) 業務の内容については、公表しない。
- (3) その他疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。

# 位置図



：耐震診断業務箇所



縮尺:1/25,000

※地理院タイル（国土地理院）を利用して作成

## 案内図

○：耐震診断業務箇所



縮尺:1/5,000

※地理院タイル（国土地理院）を利用して作成